

### 3 在留資格

日本に在留する外国人は、原則として、上陸許可・在留資格取得許可などによって与えられた在留資格を持って在留することとされています。

在留資格は、就労を目的とするものとそうでないもの、あるいは、永住者のように就労活動に制限のないものなど、6グループ、33種類に区分されています。

#### (1) 手続

次のような手続等については、広島入国管理局・出張所にご相談下さい。

A	在留資格の変更許可
	現在の在留目的を変更して在留を希望する場合
B	在留期間の更新許可
	許可された在留期間を超えて在留を希望する場合
C	資格外活動の許可
	許可された活動以外の就労活動（アルバイト）を行うことを希望する場合
D	永住許可
	日本に永住を希望する場合
E	在留資格の取得許可
	出生・日本国籍の離脱などにより、日本において外国人として在留することになった場合
F	再入国許可
	一時的に外国に旅行し、再び同じ在留目的で入国を希望する場合 「みなし再入国許可」について：出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。なお、在留期限が出国後1年未満のうちに到来する場合は、在留期限までに再入国してください。
G	在留カードの有効期間更新
	在留カードの有効期間更新を更新する場合 在留期限より在留カードの有効期限が早い人（16歳未満の場合にあります）、 「永住者」及び「高度専門職2号」は在留カードの有効期間更新をする必要があります。
H	紛失等による在留カードの再交付
	紛失・盗難等により在留カードを失った場合 警察に届出をした上で、手続を行ってください。

## (2) 入管特例法

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法)

### ① 特別永住者

#### ◆対象者

1945年9月2日以前から引き続き日本に在留している朝鮮半島又は台湾出身者及び日本で出生して継続して在留する人とその子孫（今後生まれてくる子を含みます）の人

#### ◆申請手続

平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により日本に在留することとなる人は60日以内に居住地の市区町役場で特別永住の申請を行ってください。

### ② 再入国許可

特別永住者については、再入国の有効期間は6年以内です。なお、外国において特別の事情が生じた場合、外国にある日本大使館や領事館で再入国の期間延長を申し出れば、1年以内に限り延長が認められる場合があります。

みなし再入国許可の有効期間は2年です。なお、海外で有効期間を延長することはできません。

入管特例法についての詳しいことは、広島入国管理局・出張所または居住地の市区町役場にお問い合わせください。

### ③ 特別永住者証明書の有効期間更新，紛失等による再交付等 居住地の市区町役場で手続を行っています。

問い合わせ先

広島入国管理局・出張所  
市区町役場

## (3) 中長期在留者の届出

「技術・人文知識・国際業務」「技能」等の就労する在留資格の人は、就労契約を新たに結んだり契約が終了したりしたときには、法務大臣に届出を行ってください。

「留学」「技能実習」等の機関に所属する在留資格の人は、所属する機関から離脱したり移籍したりしたときには、法務大臣に届出を行ってください。

また、就労契約の相手機関や所属機関の名称及び所在地が変わった場合にも届出を行ってください。

## (4) 在留資格に関する相談

名称	所在地・電話番号	対象時間等
広島入国管理局 入国・在留審査部門	広島市中区上八丁堀 2-31 ☎082-221-4412	月～金（祝祭日を除く） 9：00～16：00
広島入国管理局 福山出張所	福山市東桜町 1-21 エストパーク 8階 ☎084-973-8090	月～金（祝祭日を除く） 9：00～12：00 13：00～16：00